

別表第1(第2条、第3条)

		行為	建物用途	地域	関係条項
開発事業	1	500平方メートル以上の土地に関する特定斜面地の宅地造成	すべて	風致地区内のすべての地域及び風致地区外の第一種低層住居専用地域	(ア)
		500平方メートル以上の土地に関する斜面地建築物の建築	すべて	風致地区内のすべての地域及び風致地区外の第一種低層住居専用地域	(イ)
				風致地区内のすべての地域、風致地区外の第一種低層住居専用地域、商業系地域及び工業系地域を除くすべての地域	(ウ)
		500平方メートル以上の土地に関する開発行為又は建築	すべて	すべての地域	(エ)
		500平方メートル以上の土地に関する再開発型開発行為(区画の変更をした後に500平方メートル以上の区画がある場合に限る。)	すべて	すべての地域	(エ)
		500平方メートル以上の土地に関する再開発型開発行為(前号に該当する場合を除く。)	すべて	すべての地域	(オ)
2		建築物の高さが12メートルを超えるもの又は階数が4以上のものの建築	共同住宅	区分1に属する地域のうち、風致地区内のすべての地域及び風致地区外で第一種低層住居専用地域を除くすべての地域	(カ)
		建築物の高さが12メートルを超え15メートル未満のもの又は階数が4のもの建築	共同住宅	区分2に属する地域で第一種低層住居専用地域を除くすべての地域	(キ)
			共同住宅以外	区分1に属する地域のうち、風致地区内のすべての地域及び風致地区外で第一種低層住居専用地域を除くすべての地域	(キ)
		建築物の高さが15メートル以上のもの又は階数が5以上のものの建築	共同住宅	区分2に属する地域で第一種低層住居専用地域を除くすべての地域	(カ)
			共同住宅以外	区分1に属する地域のうち、風致地区内のすべての地域及び風致地区外で第一種低層住居専用地域を除くすべての地域	(カ)
		建築物の高さが15メートルを超え18メートル未満のもの又は階数が5のもの建築	共同住宅以外	区分2に属する地域で第一種低層住居専用地域を除くすべての地域	(キ)
		建築物の高さが18メートル以上のもの又は階数が6以上のものの建築	共同住宅以外	区分2に属する地域で第一種低層住居専用地域を除くすべての地域	(カ)
小規模開発事	1	300平方メートル以上500平方メートル未満の土地に関する特定斜面地における宅地造成	すべて	風致地区内のすべての地域及び風致地区外の第一種低層住居専用地域	(ク)
		300平方メートル以上500平方メートル未満の土地に関する斜面地建築物の建築	すべて	風致地区内のすべての地域及び風致地区外の第一種低層住居専用地域	(ケ)

業				風致地区内のすべての地域、風致地区外の第一種低層住居専用地域、商業系地域及び工業系地域を除くすべての地域	(コ)
	2	300平方メートル以上500平方メートル未満の土地に関する区画の分割	すべて	すべての地域	(サ)

備考

- 1 この表の関係条項欄の(ア)から(サ)は、それぞれ次の規定を表すものとする。
  - (ア) 第30条、第43条を除く、すべての規定
  - (イ) 第30条、第45条を除く、すべての規定
  - (ウ) 第30条、第43条第2項から第4項まで、第45条を除く、すべての規定
  - (エ) 第3章第2節を除く、すべての規定
  - (オ) 第1条から第3条まで、第5条から第8条まで、第12条から第14条まで、第24条から第26条まで、第29条から第37条まで、第39条、第40条、第62条、第65条並びに第6章及び第7章並びに別表第1から別表第4まで及び別表第8から別表第10までの規定
  - (カ) 第30条及び第3章第2節を除く、すべての規定
  - (キ) 第1条から第14条まで、第24条から第26条まで、第29条、第31条から第40条まで、第42条、第49条、第56条、第62条、第65条並びに第6章及び第7章並びに別表第1、別表第2、別表第4及び別表第8から別表第11までの規定
  - (ク) 第1条から第7条まで、第9条、第10条、第12条から第14条まで、第24条から第26条まで、第29条、第31条、第37条、第39条、第40条、第45条、第62条、第65条並びに第6章及び第7章並びに別表第1、別表第2及び別表第4から別表第7までの規定
  - (ケ) 第1条から第7条まで、第9条、第10条、第12条から第14条まで、第24条から第26条まで、第29条、第31条、第37条、第39条、第40条、第43条、第62条、第65条並びに第6章及び第7章並びに別表第1、別表第2及び別表第4から別表第7までの規定
  - (コ) 第1条から第7条まで、第9条、第10条、第12条から第14条まで、第24条から第26条まで、第29条、第31条、第37条、第39条、第40条、第43条第1項、第62条、第65条並びに第6章及び第7章並びに別表第1、別表第2及び別表第4から別表第7までの規定
  - (サ) 第1条から第7条まで、第12条から第14条まで、第24条から第26条まで、第29条から第31条まで、第37条、第39条、第40条、第62条、第65条並びに第6章及び第7章並びに別表第1から別表第4までの規定
- 2 この表において、工業系地域とは、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。
- 3 この表を適用する場合の行為欄における土地の面積は、当該事業区域の面積から建築基準法第42条第2項に規定する道路に関する面積を除外した面積とする。
- 4 地域欄の区分1及び区分2については、別表第2に掲げる地域区分による。
- 5 事業区域が、地域欄に掲げる地域の2以上にわたるときは、当該事業区域のうち最大となる部分の土地が属する地域において当該開発事業がされるものとみなす。